



平成23年3月23日
四国地方整備局

入札監視委員会の審議概要について

四国地方整備局入札監視委員会第一部会は、本年度第4回定例会議を下記のとおり開催しました。

審議内容は、四国地方整備局(港湾空港関係は除く)が平成22年10月から平成22年12月までに発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務

- ・ 物品の中から委員が無作為に抽出した6件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

その審議概要は別添のとおりです。

記

開催日 平成23年3月8日(火)

会場 高松サンポート合同庁舎 13階会議室

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061(代表)

四国地方整備局入札監視委員会事務局

主任監査官 南 守 (内線2114)

契約管理官 渡辺 晴彦 (内線2222)

総括工事検査官 清家 基哉 (内線3117)

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第4回定例会議 審議概要

開催日 及び場所	平成23年3月8日(火) 高松サンポート合同庁舎13階会議室							
委員 (部会委員 5名)	部 会 長 吉田 茂(弁護士) 委 員 大西 均(公認会計士) 委 員 近藤 光男(大学教授) 委 員 島 弘(大学教授) 委 員 三野 靖(大学教授)				敬称略 委員は50音別			
審議 対象期間	平成22年10月1日～平成22年12月31日 契約分							
審議案件	総件数 6件(工事3件、建設コンサルタント業務等2件、役務及び物品1件)							
入札方式	件 名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札 者数	落札率 (%)			
工 事	一般競争 (政府調達協定適用対象工事以外)	平成22－23年度 阿南労働総合機械設備工事	徳寿工業(株)	81,900	6	98.70		
		平成22年度 芸西舗装工事	東亜道路工業 (株)	177,450	8	85.15		
		平成22年度 高串法面第1工事	日特建設(株)	102,889	13	84.31		
建設コンサルタント業務等	一般競争	平成22年度 松山工事技術審査(その2)業務 委託	(社)四国建設 弘済会	10,500	1	94.43		
	標準プロポーザル	平成22年度 銅山川ダム群連携運用検討業務 委託	いであ(株)	9,135	5	95.92		
役 務 及 び 物 品	一般競争	平成22－26年度 総務用地系等サーバ賃貸借(保守 等含む)	日本電子計算 機(株)	168,527	2	66.97		
報告事項	①再度入札における一位不動状況・低入札の発生状況 ②指名停止状況							
委員からの意見質問、それに対する回答等		別紙のとおり						
委員会による意見の具申又は勧告の内容		特になし						
備 考								

(注)プロポーザル方式においては、「入札者数」は「技術提案書の提出者数」である。

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 抽出案件の審議概要

(1)一般競争入札(政府調達協定対象工事以外)

意見・質問	回答
抽出案件3件共通(工事) 一般競争参加資格の施工実績を求める期間が工事によって違うが何故か。 14年間と15年間の1年間の差で、どれくらい業者数が増えるのか。	本年度については、10年から15年に延伸する過程として標準的に、14年間の施工実績を求めているが、施工実績を有する者が少ないと想料される場合は、実績要件を緩和し、最大の15年間を採用している。 端的な差は出ないが、多くの者が参加できるよう実績要件を緩和している。
平成22年—23年度阿南労働総合機械設備工事 参加資格を有する者の数は。また、その者の数の範囲は全国、あるいは県内なのか。	四国管内に営業拠点を有する暖冷房設備工事のA等級に認定されている者は27者であり、施工実績を有しているのは26者を確認している。
平成22年度芸西舗装工事 施工延長が970mであるが、これを分割して発注することは考えなかったのか。	当該工区は、起終点がトンネル等の構造物で区切られた区間であること、また、供用時期の関係により、舗装工事だけでなく他の工事も並行して行う事から、仮に分割した場合には進入路の問題並びに各業者間の工程調整等が困難となることが想定されたため本工事は合理的な工区割であると考えている。
「アスファルト舗装工事」の「A等級」に認定されている者を参加要件とした根拠は何か。	発注標準として、予定価格が1.2億円以上は「A等級」としている。
舗装工事を発注する場合において、適正な工事延長、適正な工事金額はあるのか。	工事施工場所の地理的条件、社会的条件等を考慮し、適正に判断している。
平成22年度高串法面第1工事 特になし	

(3)一般競争(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回答
平成22年度松山工事技術審査(その2)業務委託 本業務においては受注制限があるが、参加可能な者は何者程度あるのか。 資本的関係の有無については、何か書類等を提出させて判断しているのか。	270者程度を見込んでいる。なお、本業務の受注制限の内容は入札説明書に記載している。 工事の競争参加資格を得るための申請書の中に、資本関係のある者を記載する書式があり、それにより把握していることから改めて書類等は提出させていない。
虚偽があればどうするのか。	申請主義であることから、虚偽が判明した時点でペナルティーを課すようになる。
受注制限をかける理由は何か。	工事の技術提案について整理等を行う業務であることから、その内容について守秘義務を課しているが、中立公平性の確保から受注制限を行っている。
受注制限が競争参加への障害となっていることはないのか。	受注した事務所においては受注制限が生じるが、他の事務所であれば競争に参加できることから障害とはなっていないと考えている。また、工事の受注に対しての制限でありコンサルタント業務の受注に関しては制限はない。
総合評価の方法として価格評価点と技術評価点の割合が1:2となっているが、実際はそのようになっていないが問題はないのか。	全国統一の加算点方式で行っており、評価割合の1:2とは、価格点と技術点とも最大に獲得した場合の割合であり、落札率が高いと価格点の割合は小さくなる場合もある。
一般競争を行って1者しか参加しないのは何故なのか。根本的な問題があるのではないか。県においても本業務に類似した業務を発注しており、その受注者が本業務に参加できる要件を備えているが、何故参加してこないのか。何か別の制限があるのではないか。	業務として特殊性があり通常の業務とは異質な面があるが、明確には分からず。市場化テストと関連して、内閣府における委員会で競争参加資格等を取りまとめ、平成23年度の業務から全国統一となる。政府をあげて民間への移行を鋭意推進中である。
1者しか参加していないことは、その1者にはわからないのか。	わからない。

(4)標準プロポーザル(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回答
平成22年度銅山川ダム群連携運用検討業務委託 手持業務とは同じ内容の業務を言うのか。	受注した全ての業務を手持業務と言っている。

A、B評価の項目間においてウェイトはあるのか。同種・類似の実績、技術者数において差をつける根拠は何か。	項目間のウェイトについては、業務成績にウェイトを置いている。差の根拠については、運用でそのように行っている。
2AとかAとかの点数の範囲はどの様に決めているのか	過去のデータを蓄積しており、そのデータをもとに決めている。
5者を選定しているが、最初から5者と決めているのか。	最初から5者と決めている。

(5)一般競争(役務・物品)

意見・質問	回答
平成22—26年度総務用地系サーバー賃貸借(保守等を含む) 特になし。	

3. 再度入札における一位不動状況(「価格が最低である業者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況)、低入札の発生状況について

意見・質問	回答
特になし	

4. 指名停止状況について

意見・質問	回答
特になし	

5. 全体について及びまとめ

特になし
